

笠 間 市  
耐震改修促進計画  
(案)

平成 22年 3月

笠 間 市

# 目 次

序章 計画策定にあたって	1
1 計画の背景と目的等	1
(1) 計画の背景	1
(2) 計画の目的	2
(3) 位置づけ	2
(4) 上位計画及び関連計画	3
(5) 計画期間	8
(6) 対象建築物	8
(7) 耐震化の必要性	9
第2章 想定される地震の規模・被害の予測	11
1 地震災害履歴	11
2 地震被害想定	13
第3章 耐震化の現状と目標設定	15
1 耐震化の現状	15
2 耐震化の目標設定	18
第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	20
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針	20
2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	25
3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策	26
第5章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及	29
1 地震ハザードマップの作成・公表	29
2 相談体制の整備・情報提供	29
3 パンフレット等の配布、セミナー・講習会への参加	29
4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導	30
5 町内会等との連携	30
6 関係団体との連携	31
参考資料	32
資料1 特定建築物	32
資料2 耐震改修促進法改正による特定建築物の範囲の拡大	34
資料3 木造建築物に関する建築基準法と技術の変遷	35

# 序章 計画策定にあたって

## 1 計画の背景と目的等

### (1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、多くの建築物の倒壊や火災等により、たくさんの人命や財産が失われました。

建設省（当時）において被害状況の調査を行った結果、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多くみられたため、改善を図ることを目的として、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定されました。

その後もわが国では、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震など大地震が頻発しており、また、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震がいつ起きてもおかしくない状況にあり、地震発生 of 切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されます。

こうした中、国は中央防災会議の地震防災戦略（平成17年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標が掲げられました。

また、地震防災推進会議の提言（平成17年6月）として、住宅や特定建築物の耐震化率を今後10年間で90%とすることが目標として掲げられました。

これらを受けて、「耐震改修促進法」の改正（平成18年1月26日施行）が行われるとともに、国土交通大臣から耐震化に関する基本方針が示されました。

この改正では、県及び市町村単位で耐震改修促進計画を策定し、各自治体において建築物の耐震化を計画的に促進することを規定しています。

#### ■ 建築物耐震化促進の経緯

平成7年1月 兵庫県南部地震  
（阪神・淡路大震災）

死者数の90%は  
建築物の倒壊によるもの

平成7年10月 「耐震改修促進法」の制定

平成16年10月 新潟県中越地震

日本各地で大規模地震の頻発  
東海地震、東南海・南海地震、  
首都直下型地震発生 of 切迫性

平成17年3月 福岡県西方沖地震

中央防災会議「地震防災戦略」

東海地震、東南海・南海地震の  
死者数を10年後に半減

地震防災推進会議の提言

建築物の耐震化率の目標  
約75% → 90%

平成18年1月 「改正 耐震改修促進法」の施行

平成19年3月 能登半島地震

平成19年7月 新潟県中越沖地震

平成20年6月 岩手宮城内陸地震

## (2) 計画の目的

平成 18 年 1 月 26 日に改正施行された耐震改修促進法第 5 条第 7 項において、市町村は耐震改修促進法第 4 条に基づく国の基本方針及び県の耐震改修促進計画を勘案して、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画策定に努めることとなっています。

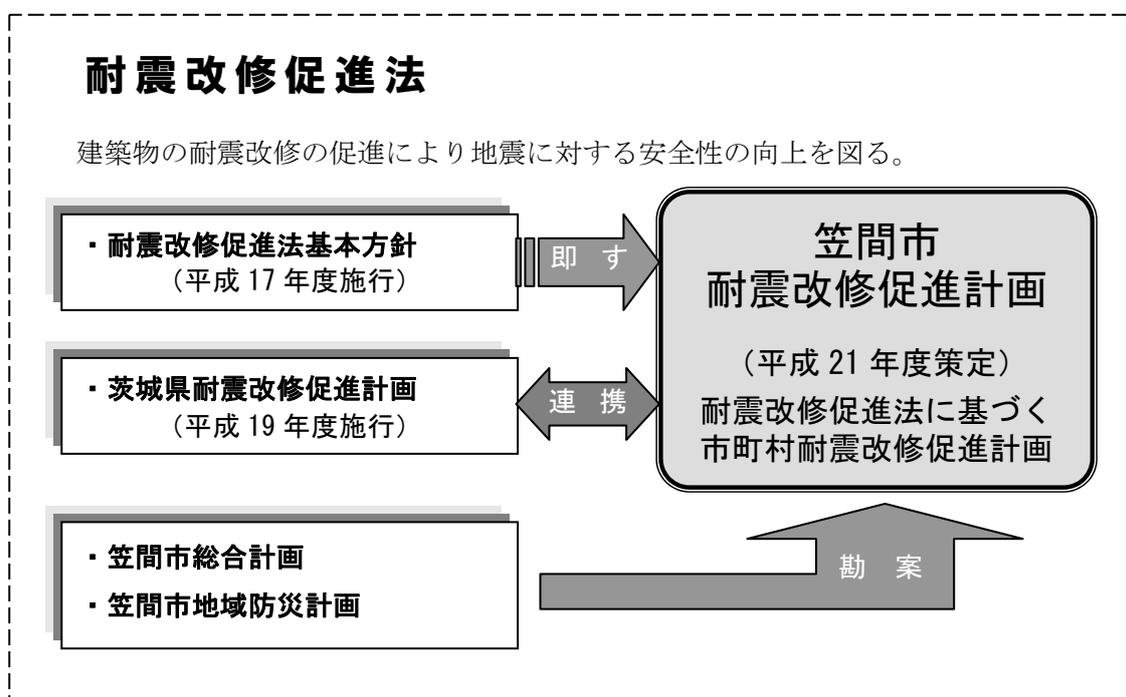
茨城県においても、耐震改修促進法に基づき、県における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として「茨城県耐震改修促進計画」を策定し、県内にある建築物の耐震診断・耐震改修の計画的な促進を図っています。

本計画は、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」等を受けて、地震に強い笠間市を目指し、日常生活において最も滞在時間の長い住宅や不特定多数の人々が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震対策を促進するために「笠間市耐震改修促進計画」を策定するものです。

## (3) 位置づけ

本計画は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、主に笠間市が実施する既存建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画として位置づけます。

計画策定にあたっては、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」に即するとともに、「笠間市総合計画」、「笠間市地域防災計画」等を勘案して策定します。



## (4) 上位計画及び関連計画

### ① 国の基本方針（平成18年1月）

法第4条に基づく国の基本方針の概要は以下のとおりです。

#### **1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項**

- 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題・地域の問題として意識をもって取り組むことが不可欠。国及び地方公共団体は、こうした取り組みをできる限り支援。
- 公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。
- 所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言を実施（するよう努める）。また、指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。
- ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策についても推進。

#### **2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項**

- 住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ現状の75%を、平成27年までに少なくとも90%にすることを目標（この間に、住宅の耐震改修は約100万戸、特定建築物の耐震改修は約3万棟の実施が必要）。
- また、耐震診断については、耐震化率の目標達成のため、少なくとも住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

#### **3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項**

- 建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。
- 建築物の敷地の規定を新たに追加。

#### **4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項**

- 地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

#### **5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等**

- 都道府県耐震改修促進計画を速やかに作成。
- 耐震改修等の目標を策定。特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果の公表するとともに耐震化の目標を設定。
- 地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路で、災害時に重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として記載。
- 所有者等に対する助成制度、詳細な地震防災マップの公表、相談窓口の設置、パンフレットの配布、情報提供、講習会の開催、啓発・普及、町内会等の取り組み支援等に係る事業について記載。

## ② 茨城県耐震改修促進計画

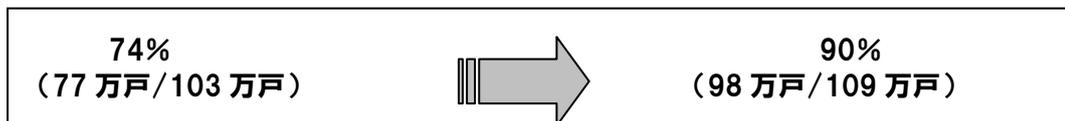
計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間として、住宅及び民間の特定建築物、市町村有特定建築物等について耐震化の目標を 90%とすることを掲げ、県有施設については、耐震化を行う対象建築物の範囲を拡大するとともに、耐震化目標を 100%に定め、率先して耐震化を促進する等、基本的な方策等を定めています。

### ◆ 耐震化の目標設定

住宅及び民間の特定建築物、市町村有特定建築物、県有施設の建築物の耐震化率の目標を定めます。特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、県有の対象建築物の耐震化の推進、市町村や民間事業者への指導、県民への啓発活動・支援施策等を通じて推進する。

#### ◇ 住宅の目標

住宅は、日常生活を営む上で最も滞在時間の長い場所であるため地震時の人的被害を抑制するために重要であるだけでなく、被災後の生活や経済活動の維持においても耐震化は非常に重要であるため、平成 27 年度までの耐震化の目標を 90%とします。



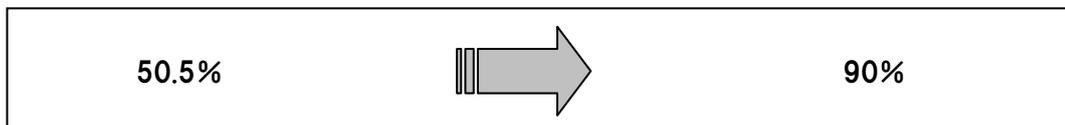
※住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、すべての住宅を対象に目標を定める。

#### ◇ 特定建築物等における耐震化の目標

公共建築物については、率先して耐震化を促進していくことが必要であることから、県有の公共建築物の耐震化率を 100%にすることを目標とします。

また、市町村の特定建築物については、国の基本方針を踏まえ耐震化の目標値を 90%としています。今後各市町村に対してこの目標値に基づき市町村の耐震改修計画を策定し、耐震化を促進するように助言等を行っていきます。

民間の特定建築物等については、指導方針を定め、それに基づいて 90%の耐震化を目指すこととします。



■ 特定建築物等の耐震化の目標（平成27年度末）

(%)

分 類		民間		市町村		県有		官民合計	
		現状	目標	現状	目標	現状	目標	現状	目標
学 校	小・中・高等学校、 特別支援学校、 学校付属体育館等	63.2	90	39.7	90	40.4	100	41.9	92
病院・診療所	病院、診療所等	69.9	90	33.3	90	100	100	69.2	90
社会福祉施設等	老人ホーム、デイサー ビス、 児童福祉施設、 身体障害者福祉施設等	57.1	90	63.2	90	9.8	100	37.2	95
ホテル・旅館等	ホテル、旅館、 保養施設等	66.2	90	-	-	-	-	66.2	90
店舗・百貨店	百貨店、マーケット、 物販店、理髪店、 銀行等	72.6	90	-	-	-	-	72.6	90
賃貸共同住宅	賃貸共同住宅、 寄宿舎、下宿等	87.5	90	88.0	90	99.0	100	90.9	93
公共の事務所等	庁舎、土木事務所等	-	90	40.2	90	78.9	100	52.0	93
そ の 他	民間事業所、倉庫、 屋内運動場、警察署、 公民館、幼稚園、 保健所、研修施設	73.8	90	56.0	90	59.3	100	70.1	91
合 計		78.2	90	50.5	90	73.2	100	67.9	92

## ■ 建築物の耐震化促進施策

建築物の耐震化を促進するための施策は、以下のとおりとなっています。

方 針	施 策
基本的な取り組み方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に関わる防災対策は、その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。</li> <li>○県及び市町村は、建築物の所有者に対し、耐震性の確保に必要な技術的・財政的支援や情報提供を行います。</li> <li>○県有の施設については、茨城県耐震改修促進計画に示す整備プログラムにしたがって事業を進めるとともに、定期的に目標を検証し、着実な事業推進を図ります。</li> </ul>
具体的促進支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震化に対する助成を行います。</li> <li>○建築物の耐震化にかかる人材育成のための事業を実施します。</li> </ul>
安心して耐震改修を行えるような環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震診断マニュアルを策定し、木造住宅耐震診断補助事業を実施します。</li> <li>○耐震診断士のリストを公開しています。</li> <li>○相談窓口の設置・情報提供・環境づくり等により、建物の所有者を支援します。</li> <li>○建築物所有者に対するセミナー等を開催します。</li> <li>○パンフレットの作成・配布、ホームページ等を利用し情報を提供します。</li> </ul>
建築物の総合的な安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ブロック塀等の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、エレベーターへの閉じ込め防止対策について、啓発活動を進めます。</li> </ul>
地震時に通行を確保すべき道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「茨城県地域防災計画」で定められた「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定します。</li> </ul>
特定優良賃貸住宅の空家の活用に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅の耐震改修の際に仮住まいを必要とする世帯を支援するため、特定優良賃貸住宅の空家の活用を今後検討していきます。</li> </ul>
地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めます。</li> <li>○対象地域は、第一次及び第二次緊急輸送道路沿いの「急傾斜地崩壊危険箇所」とします。</li> </ul>

### ③ 笠間市総合計画（平成 19 年）

総合計画における防災に関する考え方は、以下のとおりとなっています。

#### ■ 基本方針

3つの基本方針のもと、新しい笠間市の将来像を定めます。

- 1 にぎわいの創造
- 2 やさしさの創造
- 3 ふれあいの創造

#### ■ 計画の内容（関連記述）

さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります。

消防・防災施設や設備の一層の充実を図り、災害に対する総合的な防災体制の確立や広域的な連携を強化するとともに、地域コミュニティを活かした自主防災組織の育成など、災害に強いまちづくりを進めます。

##### <防災体制の充実>

地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成や活動支援、防災行政無線の統合を含めた、防災施設・設備など、総合的かつ計画的な防災対策を推進します。

### ④ 笠間市地域防災計画〔震災対策計画〕

笠間市地域防災計画の震災対策計画編において、第2章 震災予防計画 第2節 地震に強いまちづくりの中で、建築物の耐震化について定められています。

- ア 平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和 56 年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めます。
- イ 市は県や茨城県建築士会の協力を得て、建築士による耐震診断や建築技術者及び建築物所有者等への広報活動、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等への指導、木造耐震診断士による耐震診断の促進に努め、既存建築物の耐震性の向上を図ります。
- ウ 災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進します。
- 不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。
- エ 市は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。
- オ 市は、市民に対しブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図ります。

## (5) 計画期間

平成 18 年 1 月 25 日の国土交通省告示第 184 号において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定を平成 27 年としていることから、本計画の期間は平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間とします。

なお、耐震化に関する国や県の施策の動向や、耐震化の進捗状況により、計画期間の延長も検討します。

## (6) 対象建築物

### ① 住宅

### ② 特定建築物（資料 1 p. 32 参照）

- ◆ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物
- ◆ 建築物の貯蔵場又は処理場の用途に供する一定量以上の危険物を扱う建築物
- ◆ 地震によって倒壊した場合その他敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難にするおそれのあるものとして、本計画に記載された道路に敷地が接する建築物

### ③ 公共建築物

公共建築物は平常時の安全確保だけでなく、地震災害時の拠点となる施設や多数の者が利用する建築物が多いことから、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組みます。なお、本計画では市有建築物を対象としています。（県有特定建築物を除く）

## (7) 耐震化の必要性

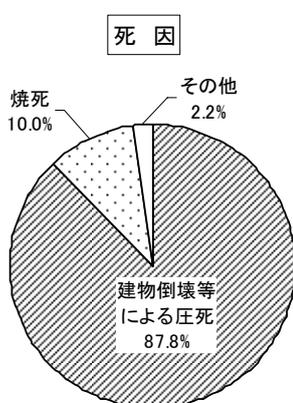
### ① 過去の地震被害

#### ◆ 平成7年（1995年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）

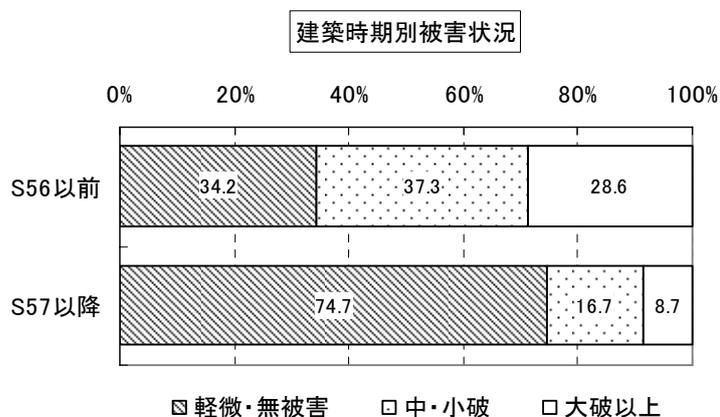
平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島北部でマグニチュード7.3の地震が発生し、神戸市の一部の地域等において震度7を観測しました。この地震による死者数は6,434人にのぼり、このうち地震による直接的な死者数は約5,500人となっています。

また、地震による直接的な死者数の約9割は、住宅の下敷きなどにより命を奪われたことがわかっています。さらに、倒壊した建築物等から火災が発生したほか、避難や救援、消火の妨げとなり、被害の拡大を招きました。

この地震では、昭和56年以前の建築物（「新耐震基準」以前の建築物）に大きな被害が出ていることが確認されています。



資料：兵庫県警察本部



資料：平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会報告

#### ◆ 平成19年（2007年）能登半島地震

平成19年3月25日午前9時42分頃、能登半島西岸付近の深さ約10kmでマグニチュード6.9の地震が発生し、石川県で最大震度6強を観測しました。この地震により、県内では約600棟の住宅が全壊し、2,600人超が避難所生活を余儀なくされました。

#### 【 能登半島地震により倒壊した家屋 】



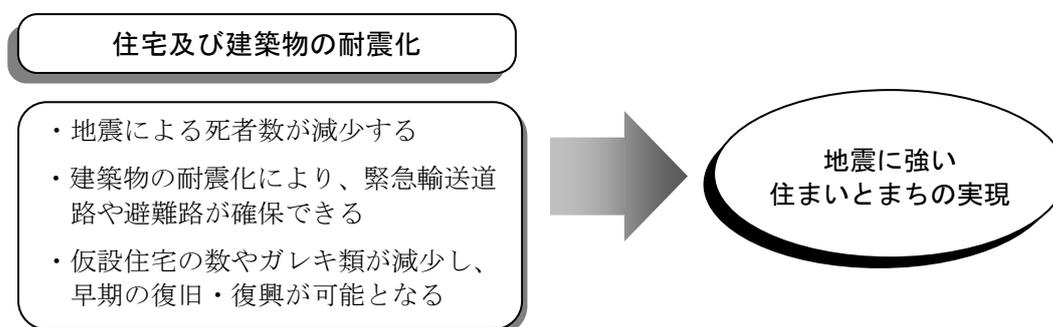
## ② 耐震化の必要性

地震発生の阻止や予想は困難ですが、地震の発生による被害を軽減することは可能です。住宅及び建築物の倒壊により、死傷者の発生、延焼火災の発生、消火・救援・避難活動の遅れなど、被害が拡大することが既にわかっています。

住宅及び建築物を倒壊しないようにすること、即ち、耐震化が、多くの生命や財産を守るために有効かつ効果的な方法です。

内閣府の「住宅における地震被害軽減に関する指針（平成16年8月）」では、居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因を下表のように整理していますが、こうした阻害要因を取り除き、市内の住宅・特定建築物の耐震化率向上を目指していく必要があります。

### 【 耐震化の必要性（イメージ） 】



### ■ 居住者による住宅の耐震改修を阻害する要因

費用・労力の負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断に要する費用を払えない・払いたくない。</li> <li>・耐震改修（補強計画や補強工事）に要する費用を払えない、払いたくない。</li> <li>・耐震改修に伴う一時的な引越しや手間の多さが煩わしい。</li> </ul>
技術的知識の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の耐震化を行えば、人命がそれだけ安全になるということを知らない。</li> <li>・どこに、誰に相談してよいか分からない。</li> <li>・地元の工務店などに相談しても、明確な対応をしてくれない。</li> <li>・耐震診断、耐震改修の一連の流れがわからない。</li> <li>・専門家に相談して説明されても、あまり効果があるとは思えない。</li> </ul>
ライフサイクルとの不応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のままで長期的に居住し続ける確証がない。</li> <li>・子育て・受験など費用・労力負担を避けたい理由がある。</li> <li>・高齢者世帯など今後の居住年限が限定されているため、長期的な安全を必要と感じない。</li> </ul>
想定される地震被害への意識の低さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震被害により人命を逸することの実感の無さ。</li> <li>・地震被害に関する臨場感の無さ。</li> </ul>
効果のわかりにくさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事後の効果がわからない。</li> </ul>

資料：住宅における地震被害軽減に関する指針（平成16年8月）

## 第2章 想定される地震の規模・被害の予測

### 1 地震災害履歴

茨城県は、これまで、マグニチュード（M）8を越えるような巨大地震の発生や、その地震による大きな被害には見舞われていないものの、毎年多数の有感地震（震度1以上の地震）が観測されています。国内の大半の観測点では、有感地震は毎年、数回から20回程度ですが、水戸では毎年70回前後の地震が観測されています。

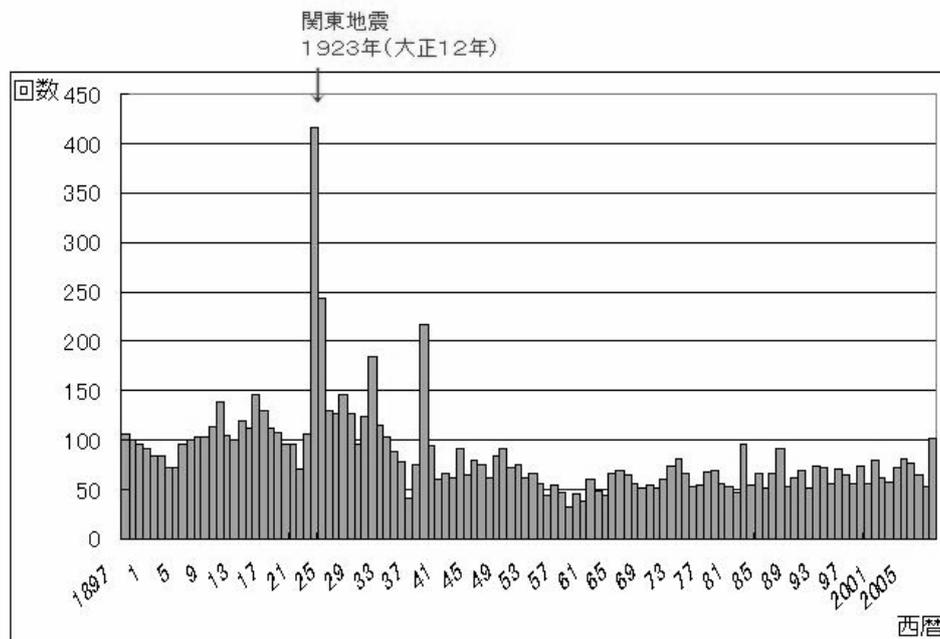
主な地震履歴をあげると、県内で4名の死者を出した1895年の霞ヶ浦付近の茨城県南東部地震（M7.2）や、1921年の龍ヶ崎付近の茨城県南部地震（M7.0）、1930年の那珂川下流域の茨城県北部沿岸地震（M6.5、深さ約30km）等が知られています。

これらは、関東地方の下に沈み込んだフィリピン海プレートや太平洋プレートに関する地震活動であり、このタイプの地震活動としては、この地域が関東地方の中で最も活発です。

また、1923年の関東大地震（M7.9）では、県南部を中心に強い地震動が生じ、県内で死者5名等の被害が発生しました。

その他、1987年の千葉県東方沖の地震（M6.7）など、周辺地域で発生する地震や、三陸沖や東海沖等の太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたほか、外国の地震によっても津波被害を受けることがあり、例えば、1960年のチリ地震津波では、県内に2～3mの津波が襲来し、船舶等に被害が生じています。

【1897年以降の茨城県における毎年の地震回数】



資料：水戸地方気象台

◆マグニチュード：地震の規模を表す指標 ◆震度：地震の「場所ごとの揺れ」のこと

### 【茨城県に被害をもたらした歴史的な地震】

日本歴（西暦）	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城の被害状況
弘仁 9. 7. - (818)	関東諸国 (相模湾)	7. 9		山崩れ数里、圧死者多数
延宝 5. 10. 9 (1677)	関東磐城 (房総半島南東沖)	7. 4		沿岸に津波、 水戸領内で溺死 36
明治 28. 1. 18 (1895)	茨城県南東部	7. 2		圧死者 4、負傷 34、 全壊家屋 37
大正 10. 1 2. 8 (1921)	茨城県南部	7. 0	4	墓石多数倒壊、田畑、 道路亀裂
大正 12. 9. 1 (1923)	相模湾 (関東大地震)	7. 9	4	死者 5、負傷者 40、 全壊家屋 517、半壊家屋 681
昭和 5. 6. 1 (1930)	茨城県 北部沿岸	6. 5	5	水戸外で小被害
昭和 6. 9. 21 (1931)	埼玉県中部 (西埼玉地震)	6. 9	5	負傷 1、半壊家屋 1
昭和 8. 3. 3 (1933)	三陸沖	8. 1	5	
昭和 13. 5. 23 (1938)	茨城県沖	7. 0	5	県北部で小被害
昭和 13. 9. 22 (1938)	茨城県沖	6. 5	5	県内で僅少被害
昭和 13. 11. 5 (1938)	福島県沖	7. 5	5	県内で僅少被害
昭和 62. 12. 17 (1987)	千葉県東方沖	6. 7	4	負傷者 24 家屋の一部破損 1, 252
平成 12. 7. 21 (2000)	茨城県沖	6. 4	5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14. 2. 12 (2002)	茨城県沖	5. 7	5 弱	負傷 1、建物被害 12 棟
平成 14. 6. 14 (2002)	茨城県南部	4. 9	4	負傷 1、建物被害 8 棟、 塀倒壊 5
平成 15. 11. 15 (2003)	茨城県沖	5. 8	4	負傷 1
平成 16. 10. 6 (2004)	茨城県南部	5. 7	5 弱	被害なし
平成 17. 2. 16 (2005)	茨城県南部	5. 4	5 弱	負傷 7
平成 17. 4. 11 (2005)	千葉県北東部	6. 1	5 強	被害なし
平成 17. 8. 16 (2005)	宮城県沖	7. 2	5 弱	被害なし
平成 17. 10. 19 (2005)	茨城県沖	6. 3	5 弱	負傷 1

資料：「災害の記録（茨城の災害）」「消防防災年報」茨城県消防防災課、「茨城の気象百年」水戸地方気象台

## 2 地震被害想定

### (1) 茨城県南部地震の概要

茨城県に被害を及ぼすと考えられる地震として、「茨城県南部地震」が想定されます。  
以下に、この地震の概要と被害予測結果を示します。

#### ■ 茨城県南部地震の概要

想定地震	茨城県南部地震
内 容	中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会（平成17年7月）」で設定されているフィリピン海プレート上面に発生する地震
マグニチュード	7.3
笠間市の震度	震度6弱以上

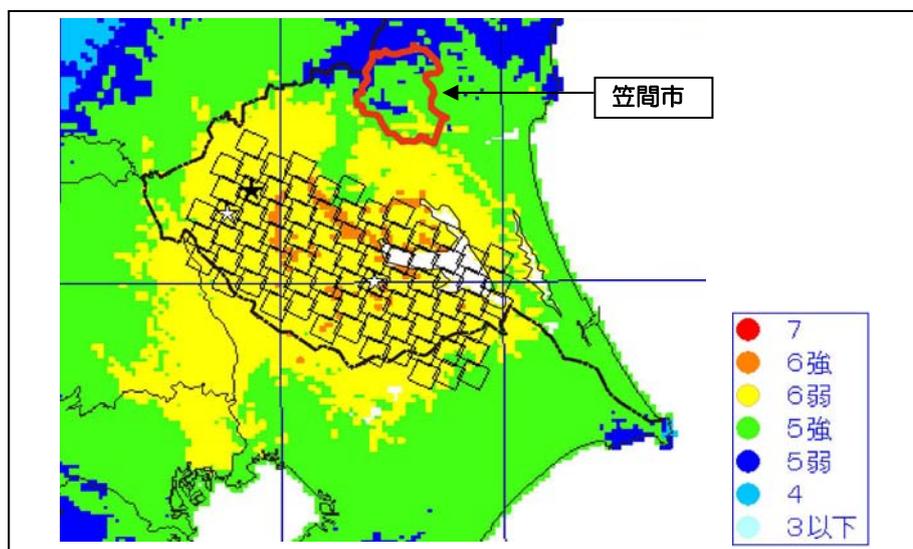
#### ■ 茨城県南部地震の被害想定結果

被害区分	建物被害	死者数
揺 れ	約 7,700 棟	約 200 人
液 状 化	約 3,600 棟	-
急傾斜地崩壊	約 200 棟	約 20 人
火 災	約 19,000 棟	約 20 人
ブロック塀・野外落下物等	-	-

注) 被害ケース（夕方 18 時、風速 15m/s）

資料：中央防災会議 首都直下型地震 直接的被害想定結果より（平成 16 年 12 月）

#### 【茨城県南部地震による計測震度】

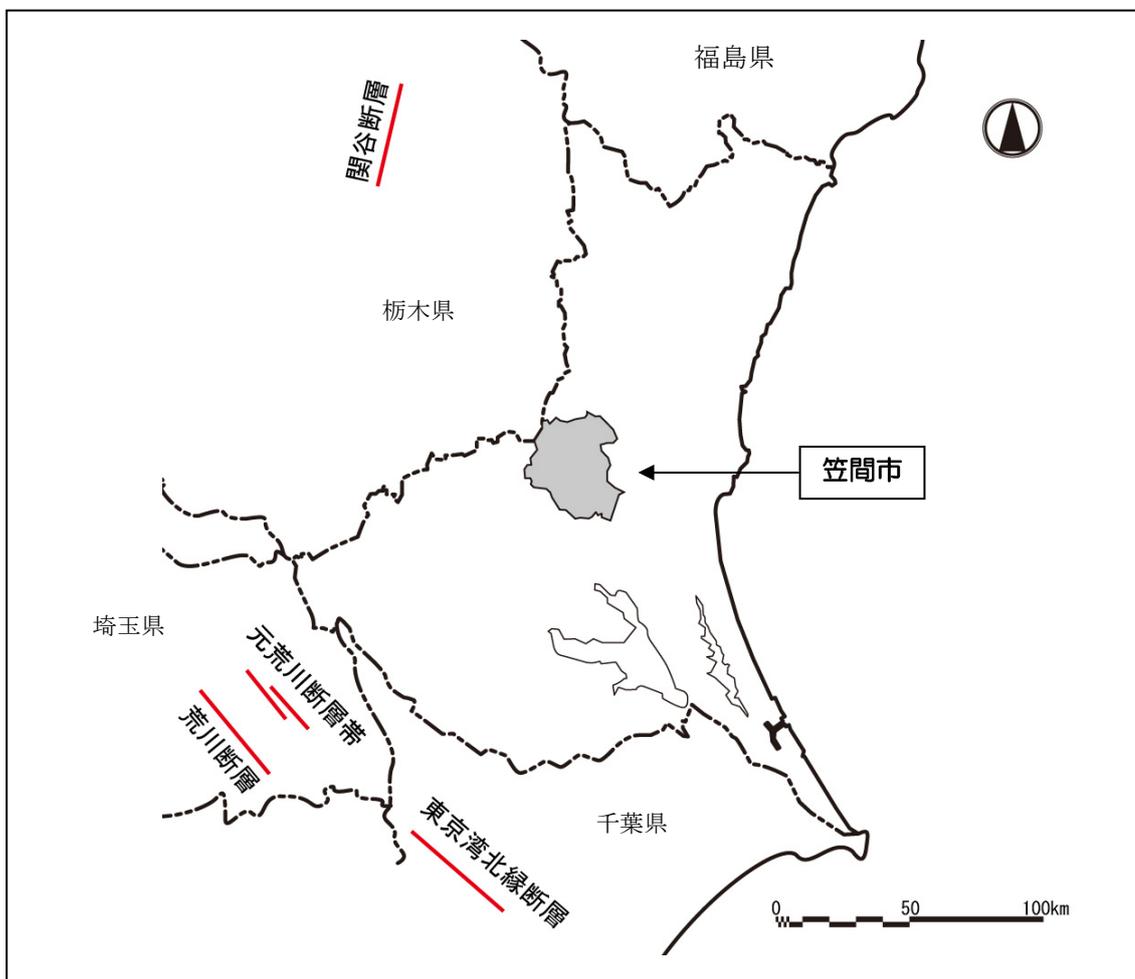


資料：中央防災会議 首都直下型地震対策 地震ワーキンググループ報告書より

## (2) 活断層

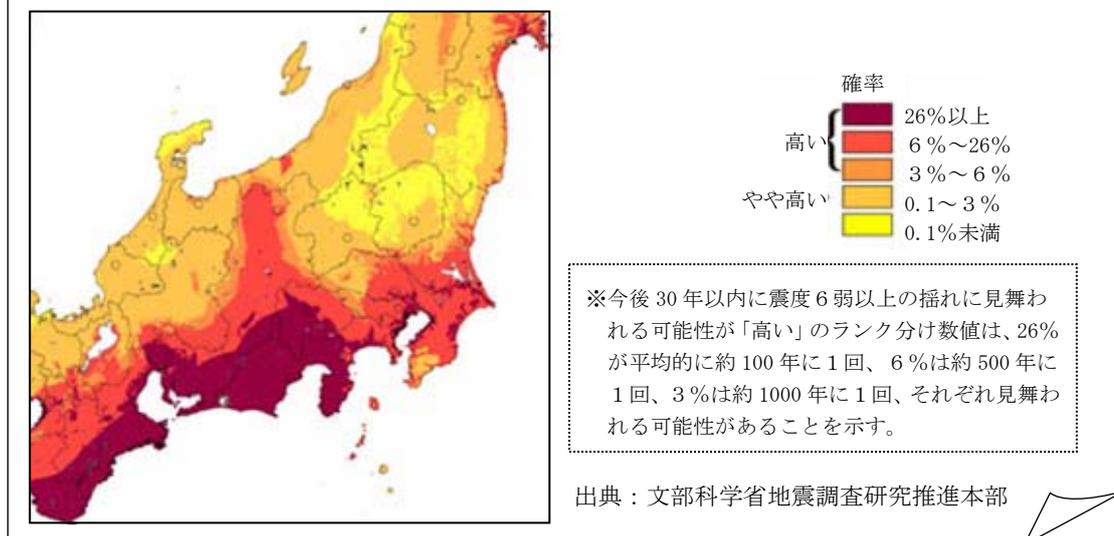
県内には、確実に活断層であるとされるものは知られておらず、阿武隈高地と八溝山地の境に、地質構造上の大きな境界である棚倉構造線が北北西-南南東方向に走っていますが、活断層ではないと考えられています。

### 【活断層位置図】



資料：茨城県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴（地震調査研究推進本部）

### ■ 今後 30 年以内に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図



# 第3章 耐震化の現状と目標設定

## 1 耐震化の現状

### (1) 住宅の耐震化の現状

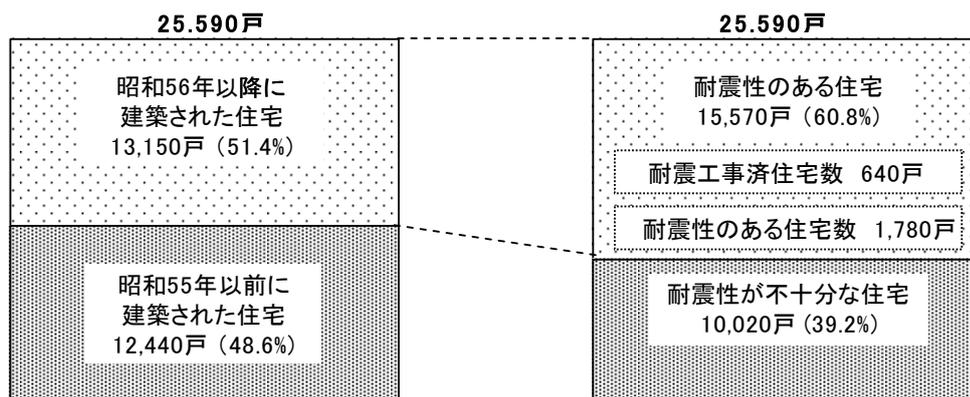
平成20年度末の笠間市の住宅総数は、25,590戸と推計され、うち「耐震性を満たす住宅」は15,570戸、「耐震性が不十分な住宅」は10,020戸と推計されます。

住宅総数における「耐震性のある住宅」の比率（耐震化率）は60.8%となっています。

#### ■ 笠間市の年代別住宅数（平成20年度末現在・推計値）

木造	昭和55年以前	12,000戸
	昭和56年以降	11,640戸
非木造	昭和55年以前	440戸
	昭和56年以降	1,510戸
住宅総数		25,590戸
昭和55年以前で耐震性のある住宅数		1,780戸
昭和55年以前で耐震性がない住宅数		10,660戸
	その内耐震補強済み住宅	640戸
耐震性不十分住宅戸数		10,020戸
耐震性有りの住戸数（耐震化率）		15,570戸 (60.8%)

#### ■ 笠間市の住宅の耐震化の現状



平成20年度末推計値

- ※ 建築基準法の耐震基準は昭和56年（1981年）6月に大幅に見直されているが、過去の大地震において、見直し以前の耐震基準に基づき建てられた建物に被害が多く見られたことから、これらを「旧耐震基準の建物」、見直し後の耐震基準を満たしている建物を「新耐震基準の建物」と呼んで区別する。
- ※ 住宅の戸数は、平成10年及び平成15年の住宅・土地統計調査（茨城県）より推計を行なった。
- ※ 住宅の昭和55年以前の耐震性ありの割合（木造12%、非木造76%）は国の推計値に合わせた。
- ※ 住宅の改修実績は、平成10年及び平成15年の住宅・土地統計調査（茨城県）より推計を行なった。
- ※ 住宅のうち、昭和56年以降はすべて耐震性能を有するものとした。

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

※資料 1 特定建築物 (p. 32) 参照

### ① 法第 6 条第 1 号 特定建築物

#### ◆ 市有特定建築物

平成 20 年度末における市有特定建築物の耐震化の状況については、以下のとおりです。

用途	特定建築物数 (棟)	新耐震基準施工前の建築物		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震化が 必要な対象 建築物(棟)	耐震化率 (%)
		昭和 56 年 以前の 建築物	うち耐震性 のあるもの (棟)			
庁舎	3	1	0	2	1	66.7
体育館	1	1	0	0	1	0
野球場	1	0	0	1	0	100.0
学校	32	19	5	13	14	56.3
賃貸共同住宅等	3	1	0	2	1	66.7
合計	40	22	5	18	17	57.5

※岩間中学校については、平成 21 年 8 月に改築工事が完了したため、ここでは「新耐震基準の建築物」に計上した。

#### ◆ 民間特定建築物

平成 20 年度末における民間特定建築物の耐震化の状況については、以下のとおりです。

用途	特定建築物数 (棟)	新耐震基準施工前の建築物		新耐震基準 の建築物 (棟)	耐震化が 必要な対象 建築物(棟)	耐震化率 (%)
		昭和 56 年 以前の 建築物	うち耐震性 のあるもの (棟)			
病院、診療所	7	3	0	4	3	57.1
集会場、公会堂	2	1	0	1	1	50.0
百貨店、マーケット その他の物品 販売業を営む店舗	8	1	0	7	1	87.5
ホテル、旅館	12	3	0	9	3	75.0
賃貸住宅、 寄宿舎、下宿	12	2	0	10	2	83.3
事務所	7	2	0	5	2	71.4
工場	17	2	0	15	2	88.2
その他	6	0	0	6	0	100.0
合計	71	14	0	57	14	80.3

## ② 法第6条第2号 特定建築物

震災時に大きな被害が発生することが想定される危険物を取り扱う法第6条第2号建築物については、全体で6棟あり、このうち昭和56年以前の建築物は1棟で、耐震化率は83.3%です。

## ③ 法第6条第3号 特定建築物

震災時に建物の倒壊により道路を閉塞する可能性のある法第6条第3号特定建築物は全体で271棟あり、このうち昭和56年以前の建築物は179棟、耐震化率は33.9%です。

### (3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の現状

防災上重要と位置づけられる行政庁舎・小中学校、体育館、公民館、病院等の耐震化の現状は、下表に示すとおりです。

#### ■ 防災上重要な建築物の耐震化の現状

用途	特定建築物数 (棟)	旧耐震基準の建築物			新耐震 基準の 建築物 (棟)	耐震性 のある 建築物 (棟)	耐震化が 必要な対 象建築物 (棟)	耐震化率 (%)
		総数 (棟)	うち 耐震性 のあるもの (棟)	うち耐震 改修済み のもの (棟)				
庁舎	3	1	0	0	2	2	1	66.7
公民館	2	1	0	0	1	1	1	50.0
病院 (市立病院)	1	1	0	0	0	0	1	0.0
学校	32	19	0	5	13	18	14	56.3
体育館	1	1	0	0	0	0	1	0
野球場	1	0	0	0	1	1	0	100
その他	4	1	0	0	3	3	1	75.0
合計	44	24	0	5	20	25	19	56.8

※岩間中学校については、平成21年8月に改築工事が完了したため、ここでは「新耐震基準の建築物」に計上した。

## 2 耐震化の目標設定

### (1) 住宅の耐震化の目標

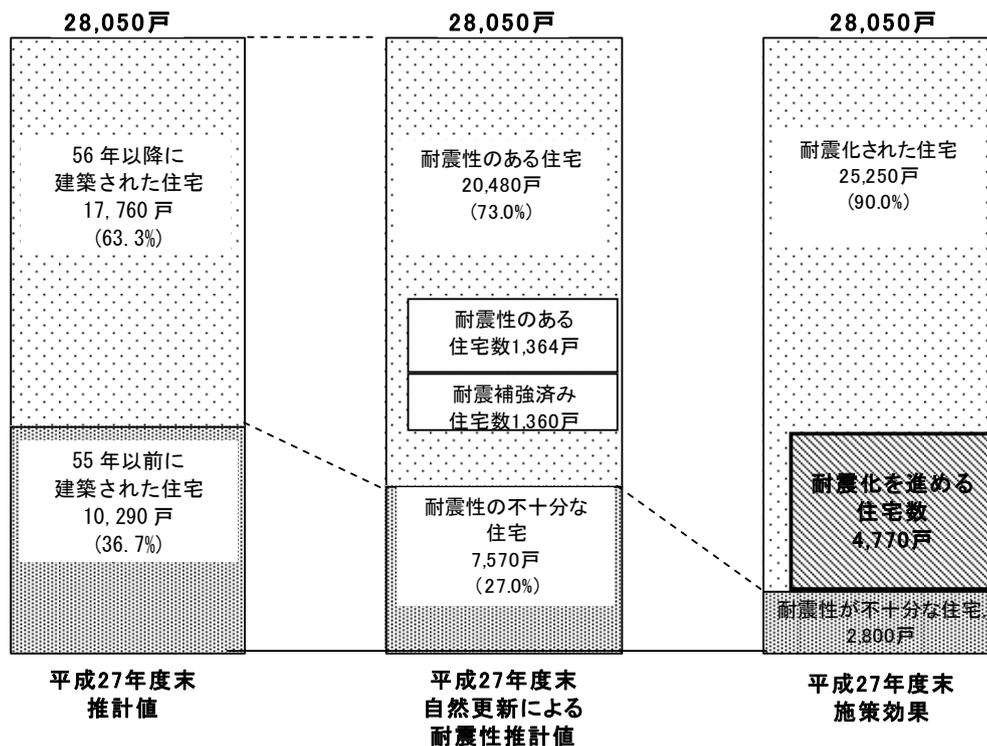
笠間市における住宅総数は、平成20年度末現在の25,590戸から、平成27年度末までに2,460戸増加し、28,050戸になると推計されます。

このうち、自然更新による耐震化率は73.0%で、耐震性が不十分な住宅戸数は、7,570戸と推計されます。今後、国の基本方針及び茨城県の目標値を参考に、4,770戸の耐震化を促進することとし、平成27年度の耐震化率を90%とすることを目標とします。

#### ■ 笠間市の年代別住宅数（平成27年度推計値）

木造	昭和55年以前	10,090戸
	昭和56年以降	15,390戸
非木造	昭和55年以前	200戸
	昭和56年以降	2,370戸
住宅総数		28,050戸
昭和55年以前で耐震性のある住宅数		1,360戸
昭和55年以前で耐震性がない住宅数		8,930戸
	その内耐震補強済み住宅	1,360戸
耐震性不十分住宅戸数		7,570戸
耐震性有りの住戸数（耐震化率）		20,480戸
		(73.0%)

#### ■ 笠間市の住宅の耐震化の推計値



## (2) 特定建築物の耐震化の目標

笠間市における有特定建築物の耐震化の現状は、下表に示すとおりです。

特定建築物の耐震化については、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止することを目的とし、市有特定建築物の耐震化の促進、民間事業者、市民への啓発活動、支援施策等を通じて推進し、平成 27 年度の耐震化率を 90%以上とすることを目標とします。

種 別		現 状			
		特定建築物数 (棟)	耐震性無し (棟)	耐震性有り (棟)	耐震化率 (%)
法第 6 条第 1 号	市 有	40	17	23	57.5
	民 間	71	14	57	80.3
法第 6 条第 2 号		6	1	5	83.3
法第 6 条第 3 号		271	179	92	33.9

(当計画書 p 16~17 参照)

## (3) 防災上重要な市有建築物の耐震化の目標

笠間市における防災上重要な市有建築物の耐震化の現状は、下表に示すとおりです。

これらの建築物については、笠間市地域防災計画においても避難所として指定されていることから、早期に耐震化整備プログラムを作成し、平成 27 年度の耐震化率を 90%以上とすることを目標とします。

種 別	現 状			
	特定建築物数 (棟)	耐震性無し (棟)	耐震性有り (棟)	耐震化率 (%)
防災上重要な市有建築物	44	19	25	56.8

(当計画書 p 17 参照)

# 第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

## 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針

笠間市では、住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、所有者等が自らの安全・安心の確保、地域の防災性向上を意識して取り組むことを基本に、安心して耐震化が行える環境整備や耐震化に関する啓発及び知識の普及など、耐震診断及び、耐震改修の実施を促進します。

### ◆ 耐震化に対する啓発及び知識の普及

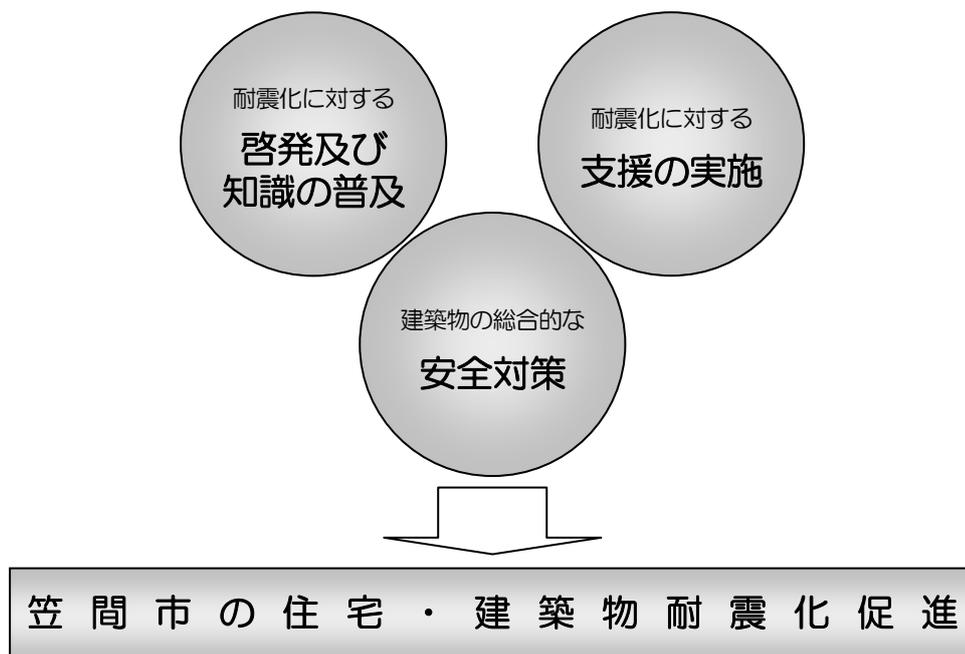
市民、事業者に対して、地震に対する防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性、重要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

### ◆ 耐震化に対する支援の実施

建築物の所有者による耐震化の取り組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって耐震診断や耐震改修が行いやすい環境の整備や、負担軽減のための助成制度の充実などに取り組みます。

### ◆ 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀の倒壊防止や家具の転倒防止、窓ガラス等の落下防止など、地震時の建築物の総合的な安全対策に取り組みます。



## (1) 耐震化に向けた役割分担

市民（建物所有者）の取り組みを支援するという観点から、各主体である市、住宅・建築物の所有者、建築関係団体等の役割分担を明確にし、連携を図る方策を検討します。

### ① 笠間市の役割

- 本計画に基づき、市有建築物の耐震診断・耐震改修を実施します。
- 公共建築物や特定建築物について、耐震化の状況の把握、耐震化の進捗状況の把握を行います。
- 住民に対し地震のリスクに関する知識の普及を図り、建築物の耐震性の確保の必要性について啓発します。
- 木造住宅耐震診断に係る助成措置の充実に努めます。

### ② 市民（住宅・建築物の所有者等）の役割

- 日常生活を営む上で最も滞在期間の長い住宅や、多数の者が利用する建築物の所有者は、建築物の耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めます。

### ③ 建築関係団体等の役割

- 耐震診断・耐震改修の相談窓口を設けます。
- 耐震診断・耐震改修に係る講習会の開催等、建築技術者の技術向上に努めるとともに、当該講習会の受講者の活用促進を図ります。

## (2) 耐震化促進のための環境整備

近年、リフォーム工事の契約に伴う消費者被害が社会問題となっているなど、住宅・建築物の所有者が耐震改修を実施するにあたり様々な不安材料があります。したがって、耐震改修を促進するためには、これらの建物の所有者が安心して耐震改修に取り組めるような環境整備が必要です。特に、工事の依頼先や工事費用、工事内容、工事の効果等の不安を解消することが重要であるため、以下のような施策を講じ、耐震化促進のための環境整備を進めます。

### ① 耐震診断マニュアルの活用

木造住宅耐震診断士の診断が適正に行われるよう、市が策定した耐震診断業務マニュアルを活用し、診断業務の標準化による効率化を図り、耐震診断に対する住宅の所有者の信頼性の向上に努めます。

### ② 住宅耐震・リフォームアドバイザーの活用

市民が、安心して耐震改修を行えるよう、また、住宅の耐震化に関するトラブルに陥らないためのアドバイスなど、様々な相談に対応するため、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの紹介・周知を行い、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備します。

### ③ 相談窓口の設置

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。

## (3) 建築物の総合的な安全対策

建築物の防災性を高めるためには、建築物の耐震性のみならず建物内外の設備等も含めた総合的な安全対策をとることが重要です。建築物の防災性を高めるために、ブロック塀の安全対策やガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の落下防止対策等について検討します。

### ① ブロック塀対策

昭和53年(1978年)に発生した宮城県沖地震では16名もの尊い人命が失われましたが、そのうち11名の方がブロック塀や石塀、門柱等の倒壊により亡くなりました。

また、この後も全国各地で発生した地震により倒壊が続いています。これらが倒壊した場合、人的な被害は勿論、道路が閉塞されることにより、避難や救援活動の障害となることがあります。

このため、ブロック塀等の倒壊の危険性を市民や建物の所有者に周知することや、正しい施工方法や補強方法を普及させることが重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。

### ② 窓ガラスや外壁タイル

窓ガラスなどについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による外壁タイルの落下防止対策についての普及啓発を行います。

### ③ 屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼすおそれがあります。

屋外広告物については、広告物掲出許可時点・講習会等の機会をとらえ、適切な設計・施工や維持管理についての啓発に努めるほか、関係団体にも協力を求め、広く屋外広告物の安全性の注意喚起を促していきます。

### ④ 天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を促します。

■ 外壁・窓ガラス・設備機器等の落下物点検の目安

点検箇所	点検の目安	対策
外壁材 (石材、タイル、 金属板、モルタル、 その他)	亀裂 浮き上がり 剥離の有無	発生が見られる時は専門家（建築士等）に相談し、点検を実施する。修繕が必要な場合は工事について協議し、実施する。
窓ガラス	嵌め殺し(Fix)窓等のガラスを硬いパテなどで固定していないか。	使用されている場合には専門家に相談し、弾力性のあるシーリング材に取り替える。あるいは飛散防止フィルムを貼り等の措置を講ずる。
屋外広告物 (看板、袖看板) 設備機器 その他	取り付け金具やボルト等が腐食していないか。	軽微な錆びの発生であれば、ケレンし、さび止めを行い塗装する。腐食が進んでいる場合は専門家に相談して交換等の措置を実施する。

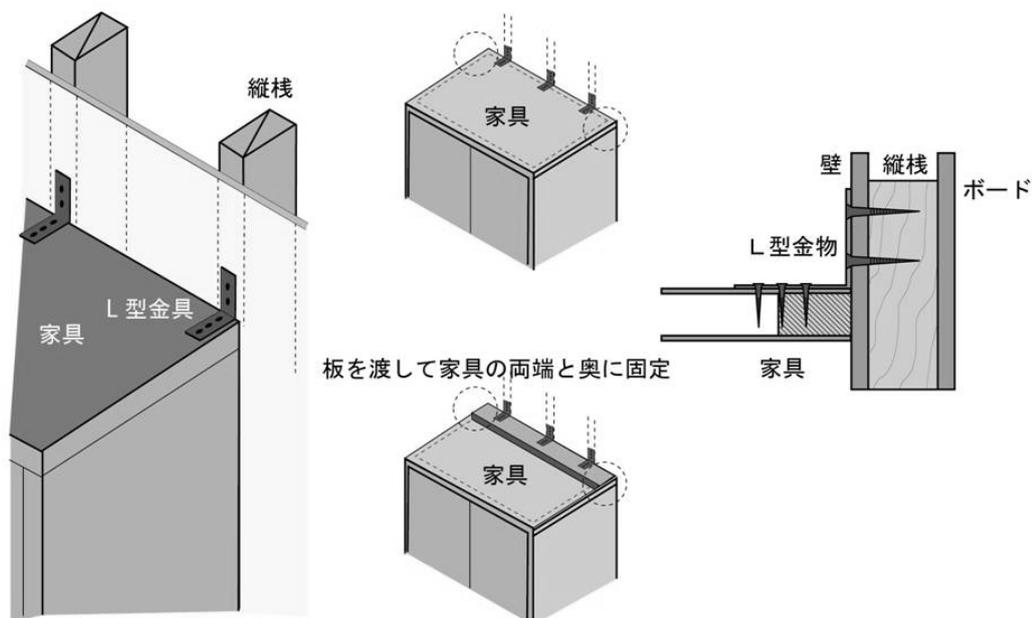
⑤ 家具の転倒防止対策等

居住空間の安全性を確保する方策として、家具転倒防止や防災ベッド等<sup>\*1</sup>の活用について、その啓発及び普及を図ります。

◆ 家具転倒防止の啓発及び普及方策

地震でたとえ建築物が無事であっても、家具の転倒による人的被害や転倒家具が障害となり、延焼火災等からの避難が遅れるなど、居住者被害が発生するおそれがあります。

室内での居住者被害を防ぎ、屋外への安全な避難を確保するために、家具固定の重要性について、パンフレット等により普及啓発を行っていきます。



個別事情により、住宅の耐震改修が困難な場合、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき命を守ることができるよう、防災ベッドや耐震テーブル※<sup>2</sup>の活用などの情報を提供していきます。



[防災ベッド]  
出典：総務省消防庁 HP より

※<sup>1</sup> 防災ベッド：就寝中に地震に襲われて住宅が倒壊しても、安全な空間を確保でき、命を守ることができることを目標として開発されたベッド。

※<sup>2</sup> 耐震テーブル：普段はテーブルとして、いざというときはテーブル型シェルターとして、地震の際の落下物などから身を守ることができる。

## ⑥ 自動販売機の転倒防止対策

新潟県中越地震では道路に面して設置されていた自動販売機が転倒しました。地震によりこれが転倒した場合、通行人等に死傷等の被害が発生することや、緊急車両等の通行に大きな支障をきたすことが考えられます。

本市では、地震発生時の自動販売機の転倒防止対策として、所有者に対して早期点検を促すとともに、適切な設置方法の普及を図ります。

## 2 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき、「茨城県地域防災計画」では、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになる恐れのある道路として、「第一次及び第二次緊急輸送道路」を指定しています。本計画においてもこの路線のうち、市内を通過する区間を指定し、沿道の建築物倒壊などによる道路閉塞を防止するために、積極的な耐震改修等の指導・誘導を図ることとします。

### ■ 第一次緊急輸送道路

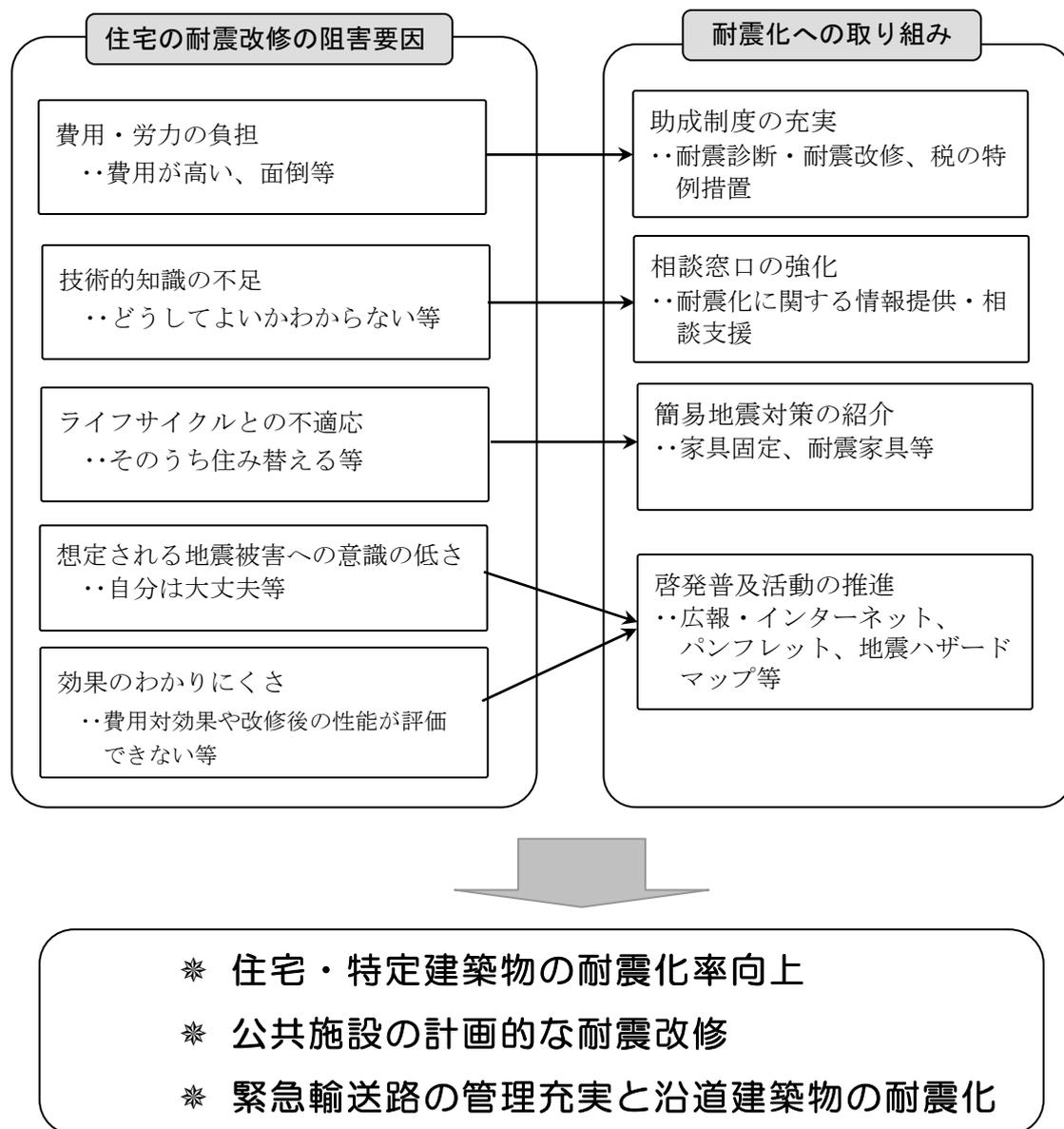
	路線番号	線路名	起 点 側	終 点 側
一 般 国 道	50	国道 50 号	笠間市福原（桜川市境）から	笠間市小原（水戸市境）まで
	355	国道 355 号	笠間市市野谷（石岡市境）から	笠間市寺崎国道 50 号交差まで
主 要 地 方 道	1	宇都宮笠間線	笠間市片庭（茂木町境）から	笠間市笠間国道 355 号交差まで
	43	茨城岩間線	笠間市安居（茨城町境）から	笠間市泉国道 355 号交差まで

### ■ 第二次緊急輸送道路

	路線番号	線路名	起 点 側	終 点 側
一 般 国 道	355	国道 355 号	笠間市押辺主要地方道水戸岩間線分岐から	笠間市下郷国道 355 号交差まで
主 要 地 方 道	30	水戸岩間線	笠間市押辺国道 355 号バイパス分岐から	笠間市泉国道 355 号交差まで
	39	笠間緒川線	笠間市金井国道 50 号分岐から	笠間市石寺（城里町境）まで
	52	石岡城里線	笠間市安居（小美玉市境）から	笠間市柏井（水戸市境）まで
	61	日立笠間線	笠間市大橋（城里町境）から	笠間市笠間国道 50 号交差まで
	64	土浦笠間線	笠間市福原（石岡市境）から	笠間市福原国道 50 号交差まで
一 般 県 道	105	友部内原線	笠間市南友部県道杉崎友部線分岐から	笠間市鯉淵（水戸市境）まで
	193	杉崎友部線	笠間市小原（水戸市境）から	笠間市大田町国道 355 号交差まで

### 3 耐震診断・耐震改修の促進を図るための支援策

本市では、住宅等の耐震改修の阻害要因を取り除くため、助成制度の拡充や相談窓口の機能の強化、啓発普及活動等を実施し、市内の住宅・特定建築物の耐震化率向上を目指します。また、公共施設の計画的な耐震改修、緊急輸送路の管理充実を図ります。



## (1) 助成

建築物の所有者が、耐震診断や耐震改修を実施するにあたっての費用に対する助成や税制優遇等の支援を行い、耐震改修等の円滑な実施を促します。

### ■ 耐震診断に対する助成制度

助成制度名	笠間市木造住宅耐震診断士派遣事業
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・国費・県費を活用して、木造住宅耐震診断士の派遣事業を展開して、市内の木造住宅の耐震診断を進める。</li><li>・診断費 32,000 円/戸（内訳：住民負担 2,000 円、国費 15,000 円、県費 6,750 円、市費 8,250 円）</li><li>・(社)茨城県建築士会へ委託。</li></ul>
対象建築物	・新耐震基準前（昭和56年以前）に建築された木造住宅（在来軸組工法又は、木造枠組工法の一戸建て住宅）
実績	・平成21年度 15戸実施 【平成22年度 継続実施】

### ■ 耐震診断・耐震改修に対する税の特例措置

特例措置名	住宅に係る耐震改修促進税制
概要	・耐震性が確保された良質な住宅形成を促進するための税の特例措置
特例措置内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税：耐震改修工事を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 m<sup>2</sup>相当部分まで）の減額 平成24年まで - 2年間1/2に減額 平成27年まで - 1年間1/2に減額</li></ul>

## (2) 人材の育成

耐震改修等の実施にあたって必要な人材等を育成し、耐震改修等の円滑な実施に備えます。

### ■ 木造住宅耐震診断士の養成

制度名	木造住宅耐震診断士の養成事業
概要	・耐震診断に必要とされる診断の実施方法及び構造等の技術的評価方法を習得した建築士で、実施方法や評価方法を統一したものにするため、県等で講習会を実施し、知事が認定を行っている。
育成内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・認定の有効期限は5年</li><li>・県及び市町村の窓口等において耐震診断士認定者名簿を閲覧に供し、耐震診断を実施している設計事務所等の情報を県民へ提供している。</li><li>・診断士は、市町村が実施する耐震診断事業に協力し、「耐震診断業務マニュアル（案）」に従い診断を実施する。</li></ul>
実績	・茨城県木造住宅耐震診断士認定者 586名（平成21年12月21日現在） ※認定者の名簿については、茨城県土木部都市局建築指導課ホームページ参照

## ■ 住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成

制度名	住宅耐震・リフォームアドバイザー養成事業
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質な住宅リフォーム詐欺の発生が社会問題化している一方、既存住宅のバリアフリー化や耐震化等の住居環境の向上を目的としたリフォーム工事や増改築の需要が高まっているため、県民が安心して適切な住宅リフォーム工事が実施できるよう、住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録制度を設ける。</li> </ul>
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事認定を受けた木造住宅耐震診断士が対象。</li> <li>・講習会を受講し、登録を行う。</li> <li>・適切な工法・価格で耐震改修やバリアフリーなどのリフォーム工事ができるよう県民をサポートし、住宅全般の相談に対応できる体制とする。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・茨城県住宅耐震・リフォームアドバイザー登録者 379名（平成20年12月19日現在） ※登録者の名簿については、茨城県土木部都市局住宅課ホームページ参照</li> </ul>

## ■ 自主防災組織等のリーダーの育成

制度名	自主防災組織等のリーダー育成（いばらき防災大学）
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災について総合的・体系的に学ぶ機会を提供し、自主防災組織等のリーダーとして活動できる人材の育成を目的としており、住宅の耐震化も履修内容のひとつとなっている。</li> </ul>
育成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日に開講。計11日間の講義を実施。（平成21年度の実施内容から）</li> <li>・有識者による講演、防災関係機関等による講義、普通救命訓練、消火救助実習。</li> <li>・対象者は、市町村、自治会・町内会や企業等で防災業務に従事する者、及び防災活動に関心を有する者。</li> <li>・修了者は、「防災士試験」の受験資格を得る。</li> </ul>
実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度から実施しており、平成20年度までの修了者は500名</li> </ul>

# 第5章 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識普及

## 1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップとは、地域の「揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した地図のことです。本市では、地震による揺れやすさの程度を示した「揺れやすさマップ」を本計画の策定と併せて作成することとしています。

公表にあたっては、市民の啓発を目的とするものであるため、作成後速やかに公表するとともに、学校教材として児童生徒への啓発を図ることやパンフレットとして配布したり、インターネット等により、広く市民に周知し、身近に地震発生時の危険性の周知を図り、防災意識の高揚や地域の防災性の向上など、地震に対する備えの必要性を普及啓発します。

また、市広報紙への折り込み、町内会の回覧板など、既存の伝達手段についても積極的に活用し、周知に努めていきます。

## 2 相談体制の整備・情報提供

耐震診断及び耐震改修の相談窓口を設置するよう努めます。また、県等との連携を図り、相談窓口の紹介を行います。

## 3 パンフレット等の配布、セミナー・講習会への参加

パンフレットや講習会などを活用した、誰にでも分かりやすい内容に配慮した、耐震化への啓発及び普及について検討していきます。

### (1) 耐震啓発パンフレットの活用

(社)日本建築防災協会の発行するパンフレットの活用や、耐震改修促進PRパンフレット配布により、市民の耐震化への関心を高めます。

### (2) 耐震診断・耐震改修のセミナー：建築関係団体との連携

県等と協力のもと、建築物に関する耐震診断講習会などの開催情報を提供します。また防災訓練等、防災に関心が向きやすいイベント等に耐震診断・耐震改修の重要性を伝えるパンフレットを配布する等、啓発に努めます。

## 4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

---

増改築にあわせたバリアフリー化等、他の目的のリフォームにあわせることにより、コストや手間を軽減できることを啓発し、耐震改修を実施するよう誘導します。

### (1) リフォームとあわせた耐震改修のメリット

リフォームとあわせた耐震改修によって、工期や経費を削減できることなどを周知していきます。

### (2) リフォーム事業者等との連携

建築関係団体やリフォーム事業者等との連携を密にし、啓発や誘導に努めます。

#### ◆ インターネットの活用

- ・茨城県や市のホームページとリフォーム事業者のホームページを互いにリンク
- ・リフォームにあわせた耐震改修の事例を、県、建築関係団体（県建築士会等）のホームページに掲載

#### ◆ パンフレットの配布

- ・茨城県などが作成する耐震パンフレットとリフォーム事業者のパンフレットを双方の窓口においてセットで配布及び窓口で相談者への説明資料として活用

#### ◆ 啓発活動等の展開

- ・建築関係団体等の実施するイベントにあわせたPRや相談会の実施
- ・リフォームの機会を捉えて、居住者に耐震診断の実施を促す(耐震診断補助の活用)

## 5 町内会等との連携

---

これまでの地震災害において被害が多い高齢者等に対して、県や建築士会等との連携のもと、パンフレット等の資料提供、町内会などとの協働による取り組みを推進し、積極的な普及啓発活動を実施していきます。

### (1) 町内会との連携

リフォーム事業者と連携し、町内会や高齢者クラブ等の活動（敬老の日のイベント等）、防災訓練や防犯活動を活用して、防災意識を啓発します。

### (2) 市広報紙への折り込み、町内会の回覧板での配布

広報紙へのパンフレットの折り込みのほか、広報紙で耐震診断についての記事を掲載する等、広報紙を積極的に活用した情報提供を行います。また、町内会の回覧板でもパンフレットを配布し、多様な啓発活動を検討します。

## 6 関係団体との連携

---

計画的な耐震化の促進を図るためには、耐震化が進みやすい環境整備や情報の充実、技術者の育成といった体制づくりが必要です。

### (1) 茨城県や周辺自治体との連携

本市は、耐震改修の目標実現のため、県や周辺自治体との連携を図ります。

### (2) 関係団体、事業者との連携

関係団体や事業者等との情報交換を積極的に進め、耐震診断及び耐震改修等の普及・促進に取り組んでいきます。

### (3) 市民との連携

今後、市民の耐震化意識の向上を図るなど、耐震診断後の支援も含めた取り組みにも着目し、市民との連携を図りながら、耐震化促進の啓発に努めます。

# 参考資料

## 資料 1 特定建築物

根拠となる法令

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）

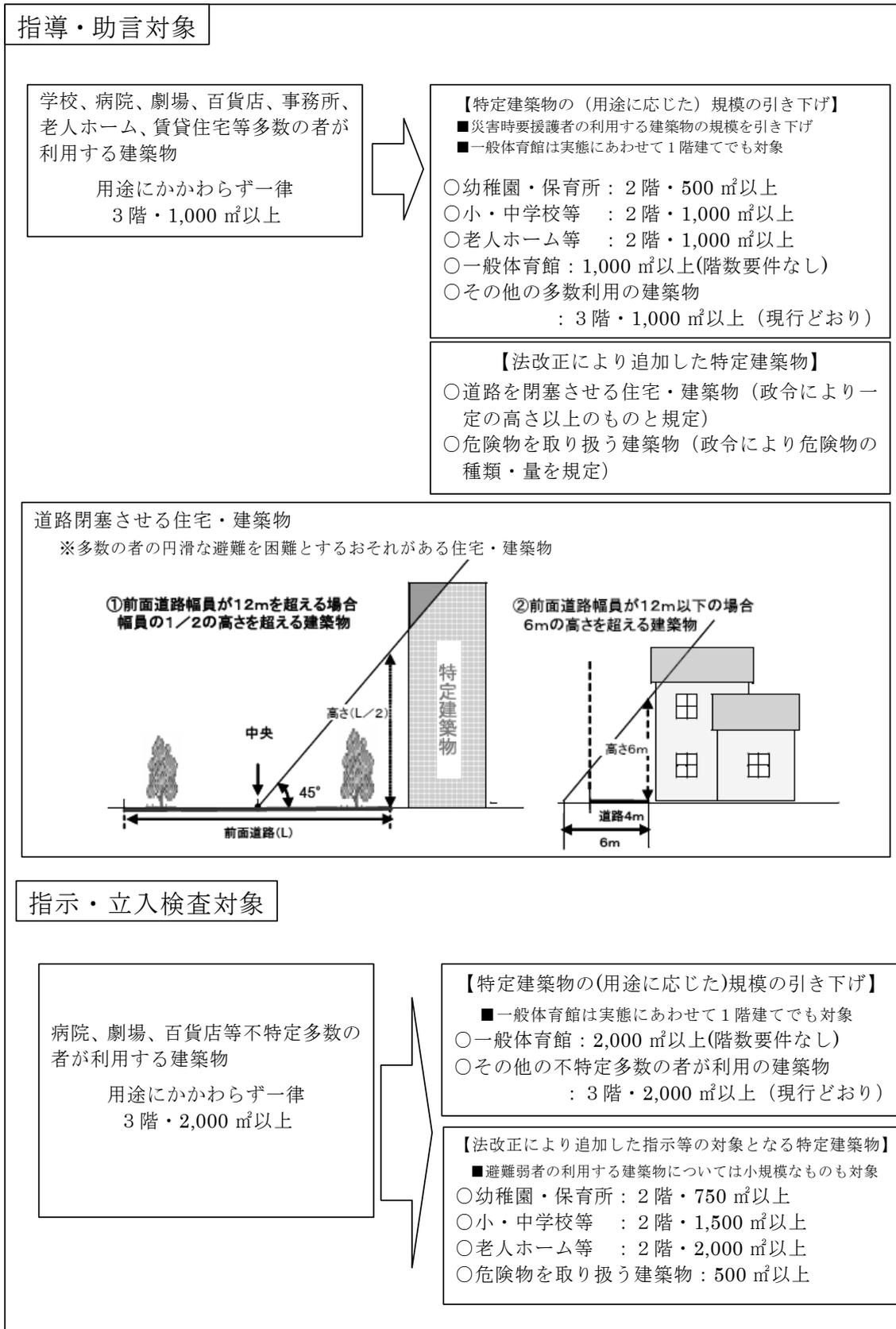
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号）

### ■ 特定建築物一覧表

法	政令 第 2 条 第 2 項	用途	耐震改修促進法第 6 条の所有者の 努力義務及び法第 7 条第 1 項の 「指導・助言」対象建築物	耐震改修促進法第 7 条第 2 項 の「指示」対象建築物	
法 第 6 条 第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 750 m <sup>2</sup> 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育 学校の前期課程、特別支援 学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 * 屋内運動場の面積を含む	階数 2 以上かつ 1,500 m <sup>2</sup> 以上 * 屋内運動場の面積を含む
			老人ホーム、老人短期入所施 設、身体障害者福祉ホームその 他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			老人福祉センター、児童厚生施 設、身体障害者福祉センターそ の他これらに類するもの	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 2 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
			ボーリング場、スケート場、水 泳場その他これらに類する運 動施設	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			病院、診療所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			集会場、公会堂	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			展示場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			卸売市場	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
			百貨店、マーケットその他の物 品販売業を営む店舗	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			ホテル、旅館	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	階数 3 以上かつ 2,000 m <sup>2</sup> 以上
			賃貸住宅（共同住宅に限る。）、 寄宿舎、下宿	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
			事務所	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	

法	政令第2条第2項	用途	耐震改修促進法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の「指導・助言」対象建築物	耐震改修促進法第7条第2項の「指示」対象建築物
法第6条第1号	第3号	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービスを営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物	500㎡以上	
法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	すべての建築物		

## 資料 2 耐震改修促進法改正による特定建築物の範囲の拡大



出典：国土交通省「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行についてより

### 資料3 木造建築物に関する建築基準法と技術の変遷

